

# 警報発表時の対応について

岐阜県立岐阜北高等学校

岐阜地方気象台から①岐阜市（学校が所在する地域）、②生徒の居住する地域、③通学する経路の地域に警報が発表された場合の対応は、以下のとおりとする。

警報とは、特別警報、大雨・洪水・暴風・暴風雪・大雪警報のことをいう。

## ア 登校前に警報が発表されている場合、次のように対応する。

- (1) ①岐阜市（学校が所在する地域）に警報が発表されている場合、下記(a)、(b)、(c)に従う。
  - (a) 6：25（始業時刻の2時間前）までに解除された場合  
→通常通りの授業を行う
  - (b) 6：25 から 11：00 までに解除された場合  
→解除後2時間を経ってから授業を開始する
  - (c) 11：00 以降に解除された場合  
→当日の授業を中止し、家庭学習とする
- (2) ②生徒が居住する地域及び③通学する経路の地域に警報が発表されているが、①岐阜市（学校が所在する地域）に警報が発表されていない場合、下記(d)、(e)、(f)に従う。
  - この場合、学校では授業が行われるが、当該生徒は公欠扱いとする。
  - (d) 始業時刻（8：25）の2時間前（6：25）までに解除された場合  
→通常通り登校し授業を受ける
  - (e) 始業時刻の2時間前（6：25）より午前11時まで解除された場合  
→解除後登校し授業を受ける
  - (f) 当日午前11時以降に解除された場合  
→当日は公欠とする

※ ただし、(a)、(b)、(d)、(e)の場合、道路の冠水、河川の増水等により危険な場合や交通機関の停止、自宅の被害が著しい場合は、登校に及ばない。  
また、警報発表が予想され、登校に危険があると判断される場合は、登校に及ばない。  
これらの場合、必ず学校に連絡すること。

## イ 登下校中に警報が発表された場合、次のように対応する。

- (1) 警報発表を知った時点で、直ちに安全な方法で帰宅する。しかし、学校の方が時間的・地理的に近く、より安全が確保される場合は登校し、学校に待機してもよい。

## ウ 登校後に警報が発表された場合、以下に基づき学校の指示に従う。

- (1) 警報発表中、及び警報発表が予想される場合は、学校待機を原則とする。  
ただし、特別警報発表時には「原則」ではなく、「必ず」学校待機とする。
- (2) 警報発表後に帰宅する場合は、警報解除後を原則とする。  
※ただし次の場合は学校長の判断により、帰宅を認める場合もある。
  - 1) 保護者の迎えがある場合
  - 2) 安全に帰宅できると判断される場合
- (3) 下校時刻が通常と変更になる場合、学校から家庭へ連絡する。
- (4) 帰宅する場合、自宅へ到着したことを以下の方法で学校へ連絡する。

1. 帰宅確認メールによる報告  
学校から配信される帰宅確認メールのリンクにアクセスする。
2. 電話による報告（帰宅確認メールによる報告ができない場合）  
学校に電話で学年、クラス、氏名とともに帰宅したことを伝える。☎(058)-231-6628

## エ その他

- (1) 現在、気象警報は市町村ごとに発表されているので、テレビ・ラジオ・インターネット等からの情報に注意する。
- (2) 警報発表時や発表が予想される場合は、学校からの情報（帰宅確認メール等）に注意する。